

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【公開番号】特開2016-153802(P2016-153802A)

【公開日】平成28年8月25日(2016.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-051

【出願番号】特願2016-78003(P2016-78003)

【国際特許分類】

G 0 1 N 27/416 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 27/416 3 3 6 C

G 0 1 N 27/416 3 3 6 B

G 0 1 N 27/416 3 3 6 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年7月11日(2017.7.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンタクト結合部分及びセンシング部分を有する第一の電極、

コンタクト結合部分及びセンシング部分を有する第二の電極、

前記第一の電極及び前記第二の電極の前記センシング部分と接触する状態で提供され、それらの間に延伸されるアクティブ領域、

前記アクティブ領域から前記第二の電極の前記コンタクト結合部分までの導電路の少なくとも一部を含む熱電対部分を含む、前記第一及び第二の電極から形成される熱電対、及び

前記第一の電極と前記第二の電極との間に延伸されるヒューズ部材を含み、

前記ヒューズ部材が前記第一の電極と同じ材料で製造されている、分析対象物センサ。

【請求項2】

前記ヒューズ部材が、250mV未満である溶断特性値を有する、請求項1記載の分析対象物センサ。

【請求項3】

前記ヒューズ部材が、分析対象物計測試験中に前記アクティブ領域を跨いで受電されるように適合された定電圧バイアス未満である溶断特性値を有する、請求項1記載の分析対象物センサ。

【請求項4】

前記熱電対部分が、前記第二の電極の前記コンタクト結合部分における参照接合部及び前記ヒューズ部材に隣接するセンシング接合部から延伸される炭素系トレースを含む、請求項1記載の分析対象物センサ。

【請求項5】

コンタクト結合部分及びセンシング部分を有する作用電極、

コンタクト結合部分及びセンシング部分を有する対極電極又は参照電極、

前記作用電極、及び、前記対極電極又は参照電極の前記センシング部分と接触する状態で提供され、それらの間に延伸されるアクティブ領域、ならびに

前記対極電極又は参照電極の前記コンタクト結合部分とセンシング部分との間に接続さ

れ、前記対極電極又は参照電極の導電路の少なくとも一部を含む熱電対部分を含む、前記作用電極、及び、前記対極電極又は参照電極から形成される熱電対、
を含む分析対象物センサと、

前記コンタクト結合部分と電気的に接触する状態に提供された温度計測回路と、

前記コンタクト結合部分と電気的に接触する状態で提供された分析対象物計測回路と、

前記コンタクト結合部分と電気的に接触する状態で提供されたヒューズ部材溶断回路と
、を含む分析対象物試験システム。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

図示される実施態様において、第二の電極114のセンシング部分118は、アクティブ領域120との電気的接触を形成する構成を含む。たとえば、アクティブ領域120は、センシング部分112と対向する状態で位置するセンシング部分118の端部の上に提供／被着することができる。第二の電極114は、分析対象物試験計器（たとえば、図2A～2Bに示す分析対象物試験計器202）の電気的コンタクトと電気的に接触するよう適合されているコンタクト結合部分116を第一端104に含むことができる。第一端104と第二端106との間には、第二の電極114のセンシング端118とコンタクト結合部分116との間に延伸される熱電対部分126がある。図示される実施態様において、熱電対部分126は、センシング部分118上のコールド側センサ接合部126Aとコンタクト結合部分116上のホット側センサ接合部126Bとの間に接続されている。熱電対の他の部分は、第一の電極108の一部分を含む。